

副業先の証明は？

離職後に労災保険請求

問。

副業兼業の労災保険給付は、複数の会社の賃金を合算するといいます。仮に、当社が副業先で、本人が本業の業務が原因で病気になったと主張したときも、事業主証明に応じるべきということで良いのでしょうか。

賃金資料追加必要な場合も

答

負傷、疾病、障害または死亡（傷病等）の場合は、傷病等が生じた時点で、複数の事業と労働契約関係にあり、使用される労働者（特別加入含む）を、複数事業労働者といいます。傷病等が生じた時点で複数就業していない者は、複数事業労働者に類する者として保険給付の対象となり得ます（いわゆる過労死や精神疾患等を想定）。仮に事業主証明を拒否されたとの本人の主張があれば労基署は複数事業労働者として取り扱います（令2・8「複数事業労働者における労災保険給付に係る事務処理手引」）。副業先が賃金等を証明する場合の留意点について、「災害発生事業場の離職日以前3ヵ月間に対応する賃金により給付基礎日額に相当する額を算定」（前掲手引）します。本業に労災の原因があり、かつ、すでに離職している場合、副業先が当初証明した期間とはズレが生じることがあり、この場合副業先でさかのぼって賃金の証明が必要な場合があるととしています。